

教育・保育給付認定申請案内

2026年度対応

手続や書類等についての大切なお知らせですので、内容をよくお読みになり、申請してください。

教育・保育給付認定について

「子ども・子育て支援新制度」が2015年（平成27年）4月から全国的に始まりました。これにより、新制度幼稚園・認可保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用するためには、下記のとおり新たに教育・保育を受けるための「教育・保育給付認定」（2019年（令和元年）10月の幼児教育・保育無償化に伴い「支給認定」から名称変更）を受ける必要があります。

この案内では、次の表「1号認定」に区分される方が利用する新制度幼稚園・認定こども園（教育部分）について説明します。

認定区分	実施年齢	事由	利用先
1号認定 〈教育標準時間〉	3～5歳	幼稚園等で教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定 〈保育標準時間／保育短時間〉	3～5歳	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定 〈保育標準時間／保育短時間〉	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育を希望する場合	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業

●支給認定証

支給認定証は、保護者から交付の希望があった場合に、交付いたします。交付された場合は、必ず大切に保管し、教育・保育給付認定の内容が変わる場合や教育・保育の必要性がなくなった場合は、返還していただきます。交付の申請がない場合は、教育・保育給付認定決定通知書に認定情報を記載して通知いたします。就労状況や家族の状況などに変更があった場合は、届出が必要になります。

●幼稚園についての取扱い区分（2025年（令和7年）10月1日時点）

類型	施設名
新制度幼稚園	市立野田幼稚園、市立関宿中部幼稚園、関宿幼稚園（令和8年4月に新制度移行予定）
認定こども園	thanka 幼稚園のだほくぶ（幼稚園部分）、thanka こども園のだ（幼稚園部分）、やなぎさわ幼稚園・保育園（幼稚園部分）、聖華未来のこども園（幼稚園部分）、コビープリスクールつつみの（幼稚園部分）
私学助成幼稚園	月影幼稚園、岩木幼稚園、野田中央幼稚園、第二野田中央幼稚園

※私学助成幼稚園は教育・保育給付認定の申請は必要ありません。

●申請書類及び添付書類の提出先

在籍している幼稚園・認定こども園 ※市外の施設を利用している方は子ども保育課

●利用者負担（保育料）について

幼児教育・保育無償化により、1号認定を受けている児童の利用者負担額（保育料）については無償となります。

●副食費について

給食費は保護者負担となります（無償化の対象外）。

ただし、年収360万円未満相当世帯及び、通園児童が第3子以降（小学校3年生以下の子どもの数をカウント）等の場合は副食費が徴収免除となります。

※4月～8月は令和7年度分、9月～3月は令和8年度分の市町村民税により判定します。未申告により判定ができない方には、後日、課税証明書の提出を依頼する場合があります。

申込みに必要な書類

◆必ず提出が必要な書類◆

☐ 保育所等利用申込書野田市子どものための教育・保育給付認定申請書	児童1人につき1枚必要です。
☐ 教育・保育認定、利用者負担額（保育料）算定及び副食費徴収免除算定のための同意書	児童1人につき1枚必要です。

◆該当者のみ提出が必要な書類◆

ひとり親世帯	☐ 戸籍全部事項証明書（謄本） または受理証明書	お子さんの親権者等が明記されているものがが必要です。
児童・保護者または同居世帯員が外国籍の場合	☐ 在留カードの写し	表裏両面の写しが必要です。左記が無い場合、在留資格・在留期間がわかるもの（特別永住者証明書など）が必要です。
同居で、障がいをお持ちの方がいる場合	☐ 障害者手帳等の写し	左記が無い場合、障がいがあるとわかるもの（介護保険証、療育手帳など）が必要です。
里親世帯または小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者の場合	☐ 千葉県里親登録証明書または 千葉県小規模住居型児童養育事業養育者証明書の写し	児童相談所からの委託内容がわかる書類の写しも提出していただく場合があります。
離婚調停（裁判）中で、親権者の一方が別居（生計が別）の場合	☐ ひとり親申立書 ☐ 裁判所からの呼出状の写し等、 離婚調停中がわかる書類	離婚が成立した場合、受理証明書等の提出が必要となります。
2025（令和7）年1月1日 時点の住民票が野田市以外にあった方	☐ 1月1日に住民票があった市町村との情報連携で課税情報等が取得できなかった場合、市区町村民税額の課税明細がわかるもの（課税証明書など）の提出を求めることがあります。	※同居の祖父母等についても市区町村民税額の課税明細がわかるもの（課税証明書など）の提出を求めることがあります。 ※ご不明点については子ども保育課までお問い合わせください。
2026（令和8）年1月1日 時点の住民票が野田市以外にあった方		

申込みに関する注意事項

●野田市に居住している（住民票がある）こと

※入所月の1日時点で野田市民でない方は、住民票のある市区町村への申請及び申込みとなります。
（申請書類・手続等について、住民票のある市区町村の担当課にご確認ください。）

●申込み後、申請内容に変更があった場合（住所変更、同居世帯員が増えた場合など）は、変更が生じてから概ね2週間以内に届け出てください。

お問合せ先

野田市健康子ども部子ども保育課保育係 （市役所高層棟2階）

電話番号 04-7123-1299（子ども保育課直通）